

## 建設アスベスト訴訟最高裁判決

最高裁は5月17日、建設アスベスト訴訟で国と建材メーカーの責任を認める判決をだしました。国は原告に謝罪し補償制度を柱にした解決で原告団と合意。全国の仲間の力で勝ち取った歴史的成果です。

# 勝建 国 利株と メ カ ー に



建設アスベスト  
被害者に来春から

**国の給付金  
制度が成立**

最高裁判決は、国の違法を認定、屋内現場の建設作業従事者を救済しました。また、建材メーカーの共同不法行為を認め、市場シェアの高い企業等が共同して被害者に賠償することを命じました。

菅首相は5月18日、全国の原告代表と面会し、謝罪しました。さらに①全国で係争中の訴訟の統一和解、②未提訴被害者への給付金制度の創設、③石綿被害の防止策や医療体制の確保策、補償のあり方などを継続的に協議する、とした「基本合意書」に調印しました。国の「給付金」を支給する法律が6月9日に成立し、来春から支給が始まるとされています。

労災申請や給付金手続きの相談は東京土建へ

東京土建一般労働組合 TEL.03-5332-3971

# 13年の運動で勝ち取った成果に確信 建材企業の責任を追及し全面救済へ



東京土建  
中村執行委員長  
(首都圏統一本部・本部長)

原告を支え、長きにわたりともに闘った弁護団、組合の仲間の皆さん、ご支援をいただいたすべての方に心より感謝いたします。

最高裁判決を力に、国に「給付金制度」をつくらせることができ、私たちが望む、全ての被害者が裁判をせずとも補償される基金の創設へ大きく前進しました。これは、『あやまれ・つぐなえ・なくせアスベスト被害』を合言葉に、全国の仲間とともに闘った13年の運動のすばらしい成果です。

一方で、屋外作業者は今回の補償から外され、また、建材メーカーは最高裁判決を受けても、全面解決を受け入れず、今後も裁判での争いを続ける姿勢でいることは許されません。

私たちは、すべての被害者への補償、建材メーカーに「基金」拠出を求める運動、アスベスト被害根絶にむけて、これからも全国の仲間とともに全力をあげて取り組みます。

アスベスト被害をうけた仲間みなさん、アスベスト被害の補償と根絶の運動にご一緒に取り組みましょう。労災申請や給付金の手続きは、東京土建にお気軽にご相談ください。

## たたかひの歴史

- 2008.5.16 東京1陣1次原告 東京地裁へ提訴(原告167人)
- 2010.4.23 東京1陣2次原告 東京地裁へ提訴(原告138人)
- 2012.12.5 東京地裁1陣 東京地裁 国に勝利判決
- 2014.5.15 東京2陣 東京地裁へ提訴(原告115人)
- 2015.7 高裁での原告本人尋問実施を求める大運動
- 2018.3.14 東京地裁1陣 東京高裁 国(一人親方等含む)に勝利判決
- 2020.3.24 東京3陣 東京地裁へ提訴(原告103人)
- 2020.9.4 東京2陣 東京地裁 国と企業に勝利判決
- 2020.12.14 東京1陣 最高裁での上告棄却、国の賠償責任が確定
- 2020.12.23 厚労大臣が東京原告らに謝罪
- 2021.5.18 菅首相が原告代表に面会し、謝罪 国と基本合意
- 2021.6.9 国の建設アスベスト賠償給付金法が成立



2008.5.16 提訴集会 於：日比谷野音



2016.5.20 被告企業「太平洋セメント」サラウンド & ローテーション(大規模包囲)行動



2020.9.4 東京地裁2陣 国と企業に勝訴

# 国の建設アスベスト賠償給付金制度

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図るための制度です。

## ▶ 給付金の申請条件

### 建設作業従事歴

- 1972年～1975年 石綿吹付け作業
- 1975年～2004年 建設屋内作業  
(石綿吹付け作業含む)

※ 労働者、一人親方、中小事業主のいずれの働き方でも給付金の支給対象になります。



### アスベスト関連疾患

- 悪性中皮腫
- 肺がん
- 石綿肺
- びまん性胸膜肥厚
- 良性石綿胸水

## ▶ 給付金額

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1300万円

※ 就労期間が一定期間に満たない場合は減額、また肺がんの場合喫煙歴により減額されます。

※ 症状が進行した場合は差額請求が可能です。



## 労災や救済法で認定されている方は、 給付金が支給される可能性があります

※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。

# 建設アスベスト被害にあわれた方、 労災または救済法の認定を受けている方へ

## 建設アスベスト被害は、

国と建材メーカーが生み出したことが法的に確定しました。

加害者は被害者に賠償する義務があります。

被害を受けた方が、国・建材メーカーに賠償を請求し、

正当な補償を受けることは当然の権利です。



### 国の賠償給付金を 申請しよう

申請方法等は今後厚労省から発表されます。

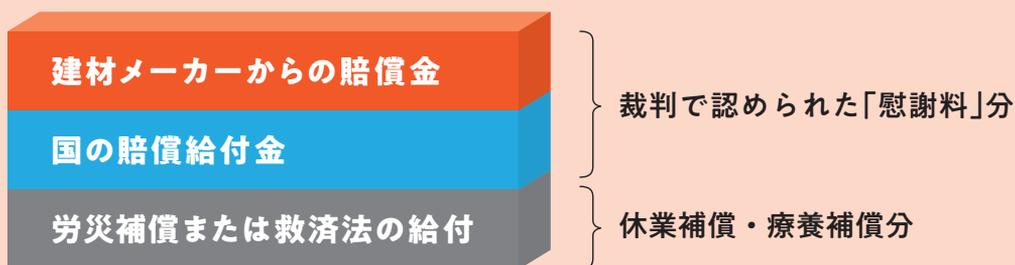
労災または救済法の認定を受けていない方は、労災または救済法の手続きも同時に行いましょう。



### 建材メーカーに 賠償金を請求する 裁判に参加しましょう

最高裁は、アスベスト被害を生んだ責任は建材メーカーにあると認定しました。被害に見合う補償を実現し、さらに将来の被害者も含めて全面的に仲間を救済するための「補償基金制度」を創設するために力を貸してください。

## 建設アスベスト被害に対する補償は、**2階建て**の構造になっています



## 労災申請や給付金手続きは？

所属の支部 または **東京土建一般労働組合**

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-16

**TEL.03-5332-3971 FAX.03-5332-3972**